

# 業務及び財産の状況に関する説明書

## 【平成 30 年3月期】

この説明書は、金融商品取引法第46条の4の規定に基づき、全ての営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するために作成したものです。

丸國証券株式会社

## I. 当社の概況及び組織に関する事項

### 1. 商号

丸國証券株式会社

### 2. 登録年月日(登録番号)

平成19年9月30日(関東財務局長(金証)第166号)

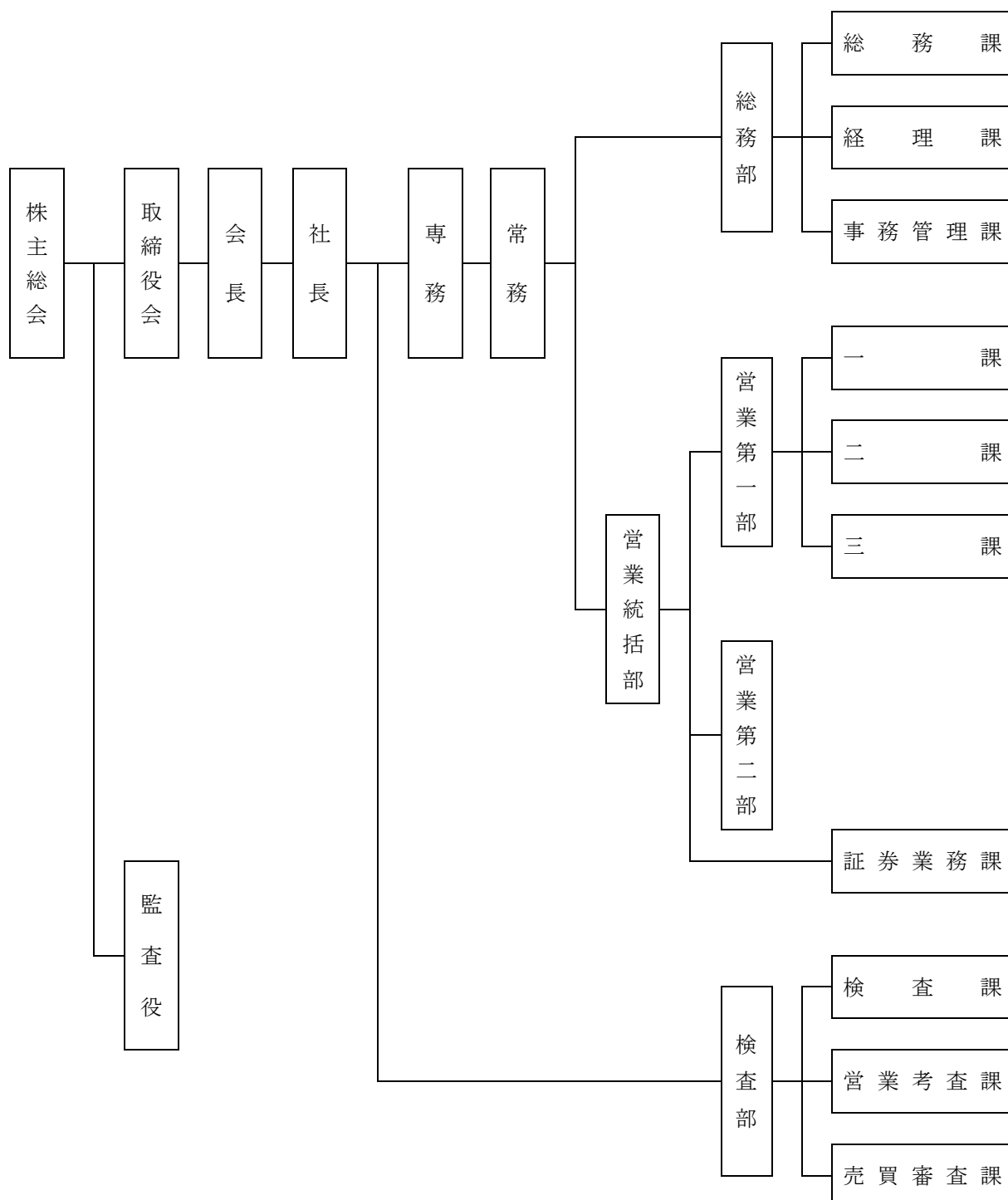
### 3. 沿革及び経営の組織

#### (1) 会社の沿革

年 月	沿 革
昭和13年5月	両国証券株式会社を設立
昭和19年9月	明和証券投資株式会社(資本金10万円)を吸収合併
昭和23年9月	証券取引法に基づく証券業者として登録
昭和24年2月	丸國証券株式会社と商号変更
昭和24年4月	東京証券取引所正会員となる
昭和24年9月	山二株式会社を吸収合併
昭和43年4月	改正証券取引法による第1・第2及び第4号免許取得
昭和48年9月	本社ビル竣工
昭和58年12月	富士銀行資本参加、法人部新設
昭和61年2月	第3号免許取得
昭和63年9月	大阪証券取引所正会員となる
平成10年12月	証券取引法改正に基づく証券業の登録
平成13年4月	大阪証券取引所組織変更に伴い先物取引等取引参加者資格を取得
平成16年12月	ジャスダック証券取引所の取引参加者となる
平成19年9月	金融商品取引法の施行に伴う金融商品取引業者の登録
平成26年3月	大阪証券取引所先物取引等取引参加者資格を喪失
平成27年3月	岡三証券グループと業務資本提携締結

(2) 経営の組織

平成30年3月31日現在



※ 平成 30 年 4 月 1 日付けで営業第一部に四課を新設しております。

**4. 株式の保有数の上位 10 位までの株主の氏名又は名称並びにその株式の保有数及び総株主等の議決権に占める当該株式に係る議決権の数の割合**

氏名又は名称	保有株式数	割合
1. 渡 邊 靖 國	1,671,656 株	22.04 %
2. 株式会社岡三証券グループ	1,484,160	19.57
3. 渡 邊 喜代子	965,194	12.72
4. 丸國不動産株式会社	830,891	10.95
5. 飯久保 芳 子	752,479	9.92
6. 株式会社みずほ銀行	376,800	4.96
7. 渡 邊 靖 雄	308,972	4.07
8. 渡 邊 國 夫	277,468	3.65
9. 飯久保 廣 雄	246,768	3.25
10. 飯久保 廣 嗣	245,700	3.23
その他( 14 名)	423,668	5.59
計 24 名	7,583,756	100.00

(注) 自己株式は控除しております。

**5. 役員(外国法人にあっては、国内における代表者を含む。)の氏名又は名称**

役職名	氏名又は名称	代表権の有無	常勤・非常勤の別
取締役会長	渡 邊 靖 國	有	常勤
取締役社長	進 藤 雅 文	有	常勤
常務取締役	為 谷 孝 一	無	常勤
取 締 役	落 合 孝 史	無	常勤
取 締 役	藤 曲 昇	無	常勤
取 締 役	吉 崎 寛	無	常勤
監 査 役	齊 藤 由 政	無	常勤
監 査 役	飯久保 廣 嗣	無	非常勤

## 6. 政令で定める使用人の氏名

- (1) 金融商品取引業に関し、法令等(法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則をいう。)を遵守させるための指導に関する業務を統括する者(部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかどうかを問わず、当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。)の氏名

氏 名	役 職 名
小 野 忠 彦	検査部次長

平成30年4月1日付で就任いたしました。

- (2) 投資助言業務(金融商品取引法(以下「法」という。)第28条第6項に規定する投資助言業務をいう。)又は投資運用業(同条第4項に規定する投資運用業をいう。)に関し、助言又は運用(その指図を含む。)を行う部門を統括する者(金融商品の価値等(法第2条第8項第11号ロに規定する金融商品の価値等をいう。)の分析に基づく投資判断を行う者を含む。)の氏名

該当事項はありません。

- (3) 投資助言・代理業(法第28条第3項に規定する投資助言・代理業をいう。)に関し、法第29条の2第1項第6号の営業所又は事務所の業務を統括する者(部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかどうかを問わず、当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。)の氏名

該当事項はありません。

## 7. 業務の種別

- (1) 金融商品取引業(金融商品取引法第2条第8項)

- ① 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
- ② 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
- ③ 取引所金融商品市場における有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国金融商品市場における有価証券の売買、外国市場デリバティブ取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
- ④ 有価証券の引受け
- ⑤ 有価証券の売出し
- ⑥ 有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- ⑦ 前各号に掲げる行為に関して、顧客から金銭又は有価証券若しくは証書の預託を受けること
- ⑧ 社債等の振替を行うために口座の開設を受けて社債等の振替を行うこと

- (2) 金融商品取引業に付随する業務(金融商品取引法第35条第1項)

- ① 有価証券の貸借又はその媒介若しくは代理
- ② 信用取引に付随する金銭の貸付け
- ③ 顧客から保護預りをしている有価証券を担保とする金銭の貸付け
- ④ 有価証券に関する顧客の代理
- ⑤ 投資信託又は外国投資信託の受益証券に係る収益金、償還金又は解約金の支払に係る業務の代理
- ⑥ 累積投資契約の締結
- ⑦ 有価証券に関連する情報の提供又は助言
- ⑧ 他の金融商品取引業者等の業務の代理
- ⑨ 譲渡性預金の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理

(3) その他業務(金融商品取引法第35条第2項及び第4項)

- ① 金地金の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理
- ② その行う業務に係る顧客に対し他の事業者のあっせん又は紹介を行う業務

**8. 本店その他の営業所又は事務所(外国法人にあっては、本店及び国内における主たる営業所又は事務所その他の営業所又は事務所)の名称及び所在地**

名 称	所 在 地
本 店	〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町 10 番2号

**9. 他に行っている事業の種類**

該当事項はありません。

**10. 苦情処理及び紛争解決の体制**

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター

**11. 加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称**

日本証券業協会

**12. 会員又は取引参加者となる金融商品取引所の名称又は商号**

東京証券取引所

**13. 加入する投資者保護基金の名称**

日本投資者保護基金

## II. 業務の状況に関する事項

### 1. 当期の業務の概要

#### 〔市況〕

我が国経済は、輸出を中心とした企業業績の改善が続き、穏やかな回復基調が継続しました。

期初、日経平均株価は18,335円をつけた後、フランス大統領選など欧州政治に対する不透明感の後退、北朝鮮問題など地政学リスクへの過度な警戒感も薄れたことから6月に入ると約1年ぶりに20,000円台を回復しました。

その後は世界的に株価が過熱との警戒感と日銀によるETF買いによる安心感で膠着感の強い展開が続きましたが、8月から9月初めにかけて北朝鮮情勢の緊迫化などで投資家の慎重姿勢が強まりました。

9月中旬以降は衆院解散・総選挙をきっかけに円安、株高基調に転じ、企業の好業績など経済政策への期待を背景に海外マネーの流入が加速、11月7日には22,937円と約26年ぶりの高値を付けました。12月には海外投資家中心に利益確定売りが膨らんだものの新年に入ると企業業績の改善期待や世界的な株高を受けて1月23日、24,124円の最高値をつけましたが、米政府高官の発言をきっかけに円高懸念から下落基調に転じ、2月に入ると米長期金利の上昇をきっかけに世界の金融市場が混乱、2月14日には21,154円まで急落、3月23日には米中との貿易摩擦が激化するとの懸念から20,617円をつけました。その後も先行き不透明感の強い不安定な値動きのまま期末を終えることになりました。

#### 〔事業の経過及び成果〕

こうした環境下、目標必達を期し役職員一丸となり努力してまいりましたが、営業利益の計上を実現することができませんでした。

当社の受入手数料は650百万円(前年度比34.0%増)、金融収支34百万円(前年度比25.0%増)となりました。

販売費・一般管理費につきましては、受入手数料の増加に伴う歩合外務員報酬の増加により765百万円(前年度比8.3%増)となりました。

#### 〔損益〕

以上の結果、純営業収益が前期度比33.3%増の684百万円、経常利益69百万円となりました。日本取引所グループ株180千株を売却した結果、特別利益310百万円を計上することとなり、当期純利益が297百万円(29年3月期は195百万円)となりました。

#### 〔当社が対処すべき課題〕

平成29年度は、創業80周年に向けた3か年計画の最終年度にあたり、当社の最大の課題である営業収支の赤字脱却に向けて営業力の強化を図るため、4月に営業職の次長から新たに営業第一部長に登用して営業推進体制を一新しました。営業員を営業推進に特化させて営業部長等との同行訪問の強化により稼働顧客数の積み上げを図ったこともあって前年比34%の増収となりました。一方人件費負担など経費が増大傾向にあり、営業収支の黒字転化目標は未達となりました。

平成30年度につきましては新2か年経営計画のもと引続き営業力の強化を図って参ります。4月には営業第一部内に四課を発足させて手数料の増強を図り、稼働客数の増加に加えて新たに掘り起し顧客獲得による間口拡大を目指します。

また歩合外務員につきましては平成30年1月に3年ぶりとなる採用を行いました。現在の在籍者数が23名、空席は7席に及んでおり、外務員協会の紹介を通して採用強化に注力して参ります。一方で、返戻郵便や相続手続きの増加に伴い平成29年4月以降は営業統括部長の管轄とし、平成29年12月には1名を増員して管理面の強化を図っています。引き続きリスク管理については事故防止の観点から随時強化を図って参ります。

また営業収支赤字の下、経費削減方針を堅持して今までどおり兼務を軸とした少人数体制による堅実な運営を推進して参ります。永年培われた対面営業を踏襲し、そのメリットを生かして株式中心に取り組みを強化して参る所存です。

## 2. 業務の状況を示す指標

### (1) 経営成績等の推移

(単位:百万円)

	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
資本金	601	601	601
発行済株式総数	7,586,544 株	7,586,544 株	7,586,544 株
営業収益	595	530	708
(受入手数料)	535	485	650
((委託手数料))	523	471	639
((引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料))	—	—	—
((募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い手数料))	0	4	0
((その他の受入手数料))	11	9	10
(トレーディング損益)	—	—	—
((株券等))	—	—	—
((債券等))	—	—	—
((その他))	—	—	—
純営業収益	572	513	684
経常損益	△ 29	△ 34	69
当期純損益	380	195	297



(2) 有価証券引受・売買等の状況

① 株券の売買高の推移

(単位:百万円)

	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
自 己	548	265	325
委 託	57,935	49,668	73,584
計	58,484	49,933	73,910

② 有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況

(単位:千株、百万円)

区 分		引受高	売出高	特定投資家向け売付け勧誘等の総額	募集の取扱高	売出しの取扱高	私募の取扱高	特定投資家向け売付け勧誘等の取扱高
平成28年3月期	株券				0	19		
	国債証券							
	地方債証券							
	特殊債券							
	社債券							
	受益証券				78			
	その他							
	合 計				78	19		
平成29年3月期	株券				2	8		
	国債証券							
	地方債証券							
	特殊債券							
	社債券							
	受益証券				289			
	その他							
	合 計				291	8		
平成30年3月期	株券				0	17		
	国債証券							
	地方債証券							
	特殊債券							
	社債券							
	受益証券				27			
	その他							
	合 計				27	17		

(3) その他業務の状況

① 金地金の売買取引の委託に係る代理業務

該当事項はありません。

② その行う業務に係る顧客に対し他の事業者のあっせん又は紹介を行う業務

該当事項はありません。

(4) 自己資本規制比率の状況

(単位: %、百万円)

	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
自己資本規制比率(A/B×100)	276.8 %	324.8 %	300.9 %
固定化されていない自己資本(A)	5,543	5,813	6,257
リスク相当額(B)	2,002	1,789	2,078
市場リスク相当額	1,703	1,503	1,743
取引先リスク相当額	101	111	145
基礎的リスク相当額	197	175	189

(5) 使用人の総数及び外務員の総数

(単位: 名)

	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
使用人	55	54	55
(うち外務員)	52	51	53

### Ⅲ. 財産の状況に関する事項

#### 1. 経理の状況

##### (1) 貸借対照表

(単位:百万円)

資 産 の 部		
科 目	当 期 (平成30年3月31日現在)	前 期 (平成29年3月31日現在)
<b>流 動 資 産</b>	<b>10,758</b>	<b>9,078</b>
現 金 ・ 預 金	2,867	2,532
預 託 金	3,100	3,100
顧 客 分 別 金 信 託	3,100	3,100
約 定 見 返 勘 定	—	19
信 用 取 引 資 産	4,616	3,241
信 用 取 引 貸 付 金	4,456	3,178
信 用 取 引 借 証 券 担 保 金	160	63
短 期 差 入 保 証 金	108	108
信 用 取 引 差 入 保 証 金	5	5
そ の 他 の 差 入 保 証 金	103	103
前 払 金	0	0
前 払 費 用	0	0
未 収 入 金	3	35
未 収 収 益	61	50
貸 倒 引 当 金	△ 1	△ 10
<b>固 定 資 産</b>	<b>5,683</b>	<b>4,926</b>
有 形 固 定 資 産	0	0
無 形 固 定 資 産	0	0
投 資 そ の 他 の 資 産	5,683	4,926
投 資 有 価 証 券	5,625	4,867
出 資 金	1	1
長 期 差 入 保 証 金	50	50
長 期 前 払 費 用	0	0
長 期 立 替 金	39	39
そ の 他 の 投 資	5	5
貸 倒 引 当 金	△ 39	△ 39
<b>資 産 合 計</b>	<b>16,441</b>	<b>14,004</b>

(単位:百万円)

負債の部		
科目	当 期 (平成30年3月31日現在)	前 期 (平成29年3月31日現在)
<b>流 動 負 債</b>	<b>7,372</b>	<b>5,941</b>
信用取引負債	4,211	3,172
信用取引借入金	4,030	3,069
信用取引貸証券受入金	180	103
預 り 金	2,636	2,453
顧客からの預り金	2,512	2,382
その他の預り金	123	71
受入保証金	372	237
信用取引受入保証金	372	237
有価証券等受入未了勘定	—	1
短期借入金	30	30
未払金	13	2
未払費用	27	28
未払法人税等	65	1
賞与引当金	16	15
<b>固 定 負 債</b>	<b>2,024</b>	<b>1,782</b>
繰延税金負債	1,678	1,446
退職給付引当金	109	106
役員退職慰労引当金	191	183
資産除去債務	28	27
その他の固定負債	16	18
<b>引 当 金</b>	<b>6</b>	<b>6</b>
金融商品取引責任準備金 (金融商品取引法第46条の5)	6	6
<b>負債合計</b>	<b>9,403</b>	<b>7,730</b>
純 資 産 の 部		
<b>株 主 資 本</b>	<b>3,234</b>	<b>2,997</b>
資 本 金	601	601
資 本 剰 余 金	2	2
資 本 準 備 金	2	2
利 益 剰 余 金	2,632	2,396
利 益 準 備 金	209	209
そ の 他 利 益 剰 余 金	2,423	2,186
別 途 積 立 金	1,980	1,980
繰 越 利 益 剰 余 金	443	206
自 己 株 式	△ 1	△ 1
<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>	<b>3,803</b>	<b>3,276</b>
その他有価証券評価差額金	3,803	3,276
<b>純 資 産 合 計</b>	<b>7,038</b>	<b>6,274</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>16,441</b>	<b>14,004</b>

## (2) 損益計算書

(単位:百万円)

科 目	当 期 (29.4.1~30.3.31)	前 期 (28.4.1~29.3.31)
<b>营 業 收 益</b>	<b>708</b>	<b>530</b>
受 入 手 数 料	650	485
金 融 收 益	58	44
<b>金 融 費 用</b>	<b>23</b>	<b>16</b>
<b>純 营 業 收 益</b>	<b>684</b>	<b>513</b>
<b>販 売 費 ・ 一 般 管 理 費</b>	<b>765</b>	<b>706</b>
取 引 関 係 費	48	46
人 件 費	514	456
不 動 産 関 係 費	79	79
事 務 費	106	99
減 価 償 却 費	0	0
租 税 公 課	16	11
貸 倒 引 当 金 繰 入	△ 9	3
そ の 他	9	9
<b>营 業 利 益 又 は 营 業 損 失 ( △ )</b>	<b>△ 80</b>	<b>△ 193</b>
<b>营 業 外 收 益</b>	<b>149</b>	<b>158</b>
<b>营 業 外 費 用</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 ( △ )</b>	<b>69</b>	<b>△ 34</b>
<b>特 別 利 益</b>	<b>310</b>	<b>255</b>
投 資 有 価 証 券 売 却 益	310	255
<b>特 別 損 失</b>	<b>1</b>	<b>1</b>
減 損 損 失	1	1
<b>税 引 前 当 期 純 利 益 又 は 税 引 前 当 期 純 損 失 ( △ )</b>	<b>377</b>	<b>218</b>
<b>法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税</b>	<b>80</b>	<b>23</b>
<b>当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 ( △ )</b>	<b>297</b>	<b>195</b>

(3) 株主資本等変動計算書

前期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本									評価・換算 差 額 等		純 資 産 合 計	
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 資 合 計	主 本 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		評 価 ・ 換 算 差 額 合 計
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 合 計						
					別 途 積 立 金	繰 上 り 剰 余 金							
当期首残高	601	2	2	209	1,980	56	2,246	△1	2,848	3,688	3,688	6,536	
当期変動額													
剰余金の配当						△45	△45		△45			△45	
当期純利益						195	195		195			195	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										△411	△411	△411	
当期変動額合計	-	-	-	-	-	149	149	-	149	△411	△411	△262	
当期末残高	601	2	2	209	1,980	206	2,396	△1	2,997	3,276	3,276	6,274	

当期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本									評価・換算 差 額 等		純 資 産 合 計	
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 資 合 計	主 本 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		評 価 ・ 換 算 差 額 合 計
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 合 計						
					別 途 積 立 金	繰 上 り 剰 余 金							
当期首残高	601	2	2	209	1,980	206	2,396	△1	2,997	3,276	3,272	6,274	
当期変動額													
剰余金の配当						△60	△60		△60			△60	
当期純利益						297	297		297			297	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										527	527	527	
当期変動額合計	-	-	-	-	-	236	236	-	236	527	527	763	
当期末残高	601	2	2	209	1,980	443	2,632	△1	3,234	3,803	3,803	7,038	

#### (4) 個別注記表

当社の貸借対照表及び損益計算書は、「会社計算規則」(平成28年1月8日 法務省令第1号)の規定のほか「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成28年3月1日 平成19年内閣府令第52号)及び「証券業経理の統一について」(平成16年3月29日付日本証券業協会理事会決議)に準拠して作成しております。なお、記載金額は、千円未満の端数は切り捨てて表示しております。

#### 【重要な会計方針】

##### 1. トレーディング関連以外の有価証券等の評価基準及び評価方法

###### その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法)

時価のないもの……原価法を採用しております。(売却原価は移動平均法)

##### 2. 固定資産の減価償却の方法

###### 有形固定資産……………定率法

ただし、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

###### 無形固定資産……………定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

##### 3. 引当金の計上基準

###### (1) 貸倒引当金

債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

###### (2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上することとしております。

###### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産額に基づき計上しております。

###### (4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

###### (5) 金融商品取引責任準備金

証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5第1項に従い、「金融商品取引業等に関する内閣府令」第175条に定めるところにより算出した額を計上しております。

##### 4. 消費税等の会計処理方法……………税抜方式を採用しております。

### 〔貸借対照表に関する注記〕

1. 有形固定資産の減価償却累計額……………102,068千円
2. 担保に供している資産……………投資有価証券57,980千円  
上記に対する債務……………短期借入金30,000千円  
上記の他、東京法務局に供託金として400千円を差し入れています。
3. 差し入れている有価証券等  
信用取引借入金の本担保証券……………4,066,055千円  
信用取引貸証券……………188,910千円  
差入保証金代用有価証券……………2,115,785千円  
その他の担保として差し入れた有価証券……………109,243千円
4. 差し入れを受けている有価証券等  
信用取引貸付金の本担保証券……………4,087,743千円  
信用取引借証券……………167,222千円  
受入保証金代用有価証券(再担保に供する旨の同意を得たものに限る。) ……4,049,968千円

### 〔損益計算書に関する注記〕

#### 1. 減損損失

当社は部店別に資産のグループ化を行っております。

当事業年度において計上した減損損失は以下のとおりであります。

器具備品 1,037千円 建物付属設備 595千円

営業活動から生ずる損益が前期及び当期においてマイナスであり来期以降の見込みが不透明であるため、各固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、業種の特殊性により将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難であるため、備忘価額1円として評価しております。

### 〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

#### 1. 発行済株式に関する事項

当事業年度末における発行済株式の種類及び株式数

普通株式 7,586,544株

#### 2. 自己株式に関する事項

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 2,788株

#### 3. 配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
平成29年6月23日 定時株主総会	普通株式	60,670千円	8円	平成29年 3月31日	平成29年 6月26日



(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力が当事業年度末後となるもの

平成30年6月22日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
平成30年6月22日 定時株主総会	普通株式	75,837千円	利益剰余金	10円	平成30年 3月31日	平成30年 6月25日

### 【税効果会計に関する注記】

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産

賞与引当金	4,899千円
貸倒引当金	12,313千円
減価償却超過額	2,313千円
減損損失	16,941千円
役員退職慰労引当金	58,569千円
退職給付引当金	33,445千円
金融商品取引責任準備金	1,898千円
繰越欠損金	37,844千円
資産除去債務	8,687千円
その他	1,172千円
繰延税金資産小計	178,085千円
評価性引当金	△178,085千円
繰延税金資産合計	一千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	1,678,720千円
繰延税金負債合計	1,678,720千円

### 【関連当事者との取引に関する注記】

1. 兄弟会社等

(単位:千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主が 議決権の過 半数を所有 している会社	丸國不動産 株式会社	被所有 直接 10.95%	本社建物の 賃貸借 取引	不動産 の賃借	70,573	未払費用	556
						長期差入 保証金	47,929

(注) 1. 取引条件ないし取引条件の決定方法等

取引について一般取引条件と同様に市場価格等を勘案し、決定しております。

2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

## 〔1株当たり情報に関する注記〕

1. 1株当たり当期純利益……………39円22銭  
 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりです。  
 当期純利益……………297,479千円  
 普通株主に帰属しない金額…………… 一千円  
 普通株式に係る当期純利益……………297,479千円  
 普通株式の期中平均株数……………7,583千株
2. 1株当たり純資産……………928円07銭

## 〔金融商品に関する注記〕

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、自己資金の運用については短期的な預金等の安定運用を基本としております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	2,867,315	2,867,315	—
(2) 顧客分別金信託	3,100,000	3,100,000	—
(3) 信用取引貸付金	4,456,617	4,456,617	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	5,623,870	5,623,870	—
(5) 信用取引借入金	(4,030,309)	(4,030,309)	—
(6) 顧客からの預り金	(2,512,687)	(2,512,687)	—
(7) 信用取引受入保証金	(372,285)	(372,285)	—

(\*) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

#### (1) 現金及び預金、並びに(3)信用取引貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (2) 顧客分別金信託

信託銀行から報告された金額を時価としております。

#### (4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

#### (5) 信用取引借入金

変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

#### (6) 顧客からの預り金、並びに(7) 信用取引受入保証金

いずれも短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 非上場株式(貸借対照表計上額1,480千円)は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

### 〔重要な後発事象に関する注記〕

該当事項は、ありません。

### 2. 借入金の主要な借入先及び借入金額

(単位:百万円)  
(平成29年3月31日現在)

借入先の氏名又は名称	借入金額
日本証券金融株式会社(短期借入金)	30
日本証券金融株式会社(信用取引借入金)	3,069

(平成30年3月31日現在)

借入先の氏名又は名称	借入金額
日本証券金融株式会社(短期借入金)	30
日本証券金融株式会社(信用取引借入金)	4,030

### 3. 保有する有価証券(トレーディング商品に属するものとして経理された有価証券を除く。)の取得価額、時価及び評価損益

(単位:百万円)

	平成29年3月期			平成30年3月期		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
1. 流動資産						
(1) 株券						
(2) 債券						
(3) その他						
2. 固定資産	145	4,867	4,722	142	5,625	5,482
(1) 株券	145	4,867	4,722	142	5,625	5,482
(2) 債券						
(3) その他						
合 計	145	4,867	4,722	142	5,625	5,482

(注) トレーディング商品に属するものとして経理された有価証券を除く。

**4. デリバティブ取引(トレーディング商品に属するものとして経理された取引を除く。)の契約価額、時価及び評価損益**

該当事項はありません。

**5. 財務諸表に関する会計監査人等による監査の有無**

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書については、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき新日本有限責任監査法人の監査を受け、監査報告書を受領しております。

## IV. 管理の状況

### 1. 内部管理の状況の概要

#### (1) コンプライアンス

当社は、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、全役職員が一丸となってコンプライアンスの徹底に取り組んでおります。また、取締役会及び内部管理責任者会議を中心として内部管理体制の充実、明確化を図り、コンプライアンスの徹底・内部管理の強化を図っております。

各組織の概要は以下のとおりであります。

##### ① 取締役会

当社のコンプライアンスに関する重要事項については取締役会において決定されます。

##### ② 内部管理責任者会

内部管理統括責任者を委員長とする内部管理責任者会は、コンプライアンスに関する事項を審議します。

##### ③ 内部管理統括責任者・内部管理統括補助責任者

日本証券業協会規則に基く内部管理統括責任者は、法令遵守の徹底を図るべく、内部管理体制の整備及び内部管理責任者等の指導・監督を行っております。また、検査部長を内部管理統括補助責任者とし内部管理統括責任者の職務を補佐しております。

##### ④ 検査部

検査部は、当社のコンプライアンスに関する諸施策の企画・推進・コンプライアンスに係る教育研修、各種案件に関するコンプライアンス面での相談指導等コンプライアンスに係る事項を統括しております。

##### ⑤ 営業責任者・内部管理責任者

営業部門に、日本証券業協会規則に基く「営業責任者・内部管理責任者」を置き、営業活動・顧客管理等に関して、日々の業務が法令等に準拠し適切に遂行されているかを指導監督または監視を行っております。

#### (2) リスク管理体制

リスク算定は、証券業務課がこれを行い、日々リスク相当額を計測し、担当役員に報告しております。検査部は、リスク管理の状況につき、月次で内部監査を実施しております。

##### ① 市場リスク

市場リスクとは、保有する有価証券等に、株価、金利及び外国為替相場など市場全体に共通の要素の変動によって発生し得る損失の危険(以下「一般市場リスク」という。)とその他の理由によって発生し得る損失の危険(以下「個別リスク」という。)をいいます。

市場リスクは、一般市場リスクと個別リスクを、あらかじめ定めた限度額の範囲内(市場リスク枠)に収めることで管理を行っております。

市場リスク枠は、取締役会において決定するとともに、市場の変動や財務の健全性等を勘案して、市場リスク枠を見直し、必要に応じて市場リスク枠を変更しております。

自己取引の実施権限を有する組織単位は、取締役会で決定された市場リスク枠の管理を適切に行っております。なお、現在は自己売買業務(ディーリング)は中止しております。

証券業務課は、自己取引の実施権限を有する組織における市場リスク額を日々計測するとともに所定の枠内に収まっていることを確認し、内部管理統括責任者に報告しております。

## ② 取引先リスク

取引先リスクとは、取引の相手方の契約不履行その他の理由により発生し得る損失の危険をいいます。

取引先リスクは、取引の相手方の契約不履行その他の理由により発生し得る損失の危険を、あらかじめ定めた限度枠(取引先リスク枠)の範囲内に収めることで管理を行っております。

取引先リスク枠は、取締役会において、取引先の信用度を適宜勘案して決定しております。また、必要に応じて適宜見直しを行っております。

取引の実行に当っては、その都度、取引先リスク枠の状況を確認のうえ行っております。

証券業務課は、取引先リスクを毎日モニタリングし、取引先リスク枠の範囲内であることを確認し、内部管理統括責任者に報告しております。

## ③ 基礎的リスク

基礎的リスクとは、事務処理の誤り等日常的な業務遂行上発生し得る損失の危険をいいます。

基礎的リスクは、市場リスク枠、取引先リスク枠を決定する際に、過去の実績に基づき予想される基礎的リスク額を勘案したうえで、あらかじめ定めた自己資本規制比率を下回ることのないよう市場リスク枠及び取引先リスク枠を設定することにより管理しております。

基礎的リスクは、告示第18条に定める方法により算出した基礎的リスク相当額をモニタリングすることにより管理し、内部管理統括責任者に報告しております。

## ④ システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い顧客や当社が損失を被る危険やコンピュータが不正に使用されることにより顧客や当社が損失を被る危険をいいます。

システムリスクは、適切なリスク認識を行うこと等により、適切に管理しております。

## ⑤ 流動性リスク

流動性リスクとは、当社の業績の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被る危険及び市場の混乱等により市場において取引が出来なかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る危険をいいます。

流動性リスクは、適切なリスク認識と評価を行うこと等により、適切に管理しております。

## (3) 情報管理体制

当社は、情報管理を情報セキュリティ対策の実施等を通じた情報資産の機密性・完全性・可用性の確保、当社の情報資産の適切な保護と利用に係わる全ての行為と定め、情報管理体制強化に努めております。また、「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、個人情報の管理に努めております。

### ① 情報管理に関する規程類

当社では「個人情報の保護に関する法律」に基づき「プライバシーポリシー」を制定し、ホームページ上に公表しております。

### ② 情報管理

#### a 情報管理統括責任者

情報管理全般に関する企画、立案及び推進を統括する役員として、内部管理統括責任者を「情報管理統括責任者」に任命しております。

#### b 情報管理責任者

各部課長を「情報管理責任者」として任命し、各部店の情報管理の責任を負い、情報管理に関する周知徹底、教育等を行っております。

## 2. 分別管理等の状況

(1) 金融商品取引法第43条の2の規定に基づく分別管理の状況

### ① 顧客分別金信託の状況

(単位:百万円)

項目	平成29年3月31日現在の金額	平成30年3月31日現在の金額
直近差替計算基準日の顧客分別金必要額	2,709	2,943
期末日現在の顧客分別金信託額	3,100	3,100
期末日現在の顧客分別金必要額	2,602	2,813

### ② 有価証券の分別管理の状況

#### イ 保護預り等有価証券

有価証券の種類		平成29年3月31日現在		平成30年3月31日現在	
		国内証券	外国証券	国内証券	外国証券
株券	株数	53,548千株	8千株	41,474千株	10千株
債券	額面金額	一百万円	一百万円	一百万円	一百万円
受益証券	口数	451百万口	0百万口	410百万口	0百万口
その他	額面金額	—	—	—	—

#### ロ 受入保証金代用有価証券

有価証券の種類		平成29年3月31日現在	平成30年3月31日現在
		数量	数量
株券	株数	2,735千株	6,425千株
債券	額面金額	一百万円	一百万円
受益証券	口数	140百万口	0百万口
その他	額面金額	—	—

#### ハ 管理の状況

A 当社は、顧客との取引に関して顧客から預託を受けた有価証券及び顧客の計算に属する有価証券(以下「顧客有価証券」という。)について、次の各号に定める方法により確実にかつ整然と管理しております。

a 国内の取引所金融商品市場に上場されている株券、転換社債型新株予約権付社債券、投資証券、受益証券及び出資証券

i 国内の取引所金融商品市場に上場されている株券、転換社債型新株予約権付社債券(転換社債券を含む。以下同じ。)、投資証券、受益証券及び出資証券(以下「国内上場株

券等」という。)については、原則として、証券保管振替機構(以下「機構」という。)において、帳簿等により当社の固有財産である有価証券その他の顧客有価証券以外の有価証券(以下「固有有価証券等」という。)と顧客有価証券とを区分管理し、混蔵して保管しております。顧客有価証券については、当社の帳簿等により各顧客の持分が直ちに判別できるよう管理しております。ただし、顧客の申し出等により機構へ再寄託しない国内上場株券等については、日本証券代行(株)又は当社金庫において、固有有価証券等の保管場所と明確に区分し、顧客有価証券についてどの顧客の有価証券であるかが直ちに判別できる状態で保管しております。

ii 顧客有価証券について、顧客の指示により株券の名義書換等又は転換社債型新株予約権付社債券の新株予約権の行使(転換請求を含む。)のため、発行会社(株主名簿管理人を含む。以下同じ。)へ提供したものについては、当該銘柄、数量及び提供先が委任顧客毎に直ちに把握できるよう当社の帳簿等により適宜管理しております。

b 国内上場外国有価証券

国内上場外国有価証券については、原則として、機構又は日本証券決済において、帳簿等により固有有価証券等と顧客有価証券とを区分し、管理又は混蔵して保管しております。顧客有価証券については、当社の帳簿等により各顧客の持分が直ちに判別できるよう管理しております。

c 社振法に基づく振替決済制度において取り扱う社債等

i 国債については、社振法の規定に基づき、みずほインベスターズ証券(株)において、固有有価証券等と顧客有価証券の口座を明確に区分し、顧客有価証券については、当社の振替口座簿により、各顧客の持分を直ちに判別できる状態で管理しております。

ii 社債等(iに規定する国債を除く。)については、社振法の規定に基づき、機構において、固有有価証券等と顧客有価証券の口座を明確に区分し、顧客有価証券については、当社の振替口座簿により、各顧客の持分を直ちに判別できる状態で管理しております。

d 転換社債型新株予約権付社債券及びcに規定する有価証券以外の国内債券及び新株予約権証券等

原則として、日本証券代行(株)又は当社金庫において、固有有価証券等と顧客有価証券の保管場所を明確に区分し、顧客有価証券に係る各顧客の持分が当社の帳簿等により直ちに判別できる状態で保管しております。ただし、大券で発行された証券及び株式ミニ投資など、単一券面を自己と顧客とが共有することとされており、固有有価証券部分と顧客有価証券部分について明確に保管場所の区分ができないものについては、当社の帳簿等により、その保管場所を明らかにするとともに、固有有価証券分と顧客有価証券分とを区分して、顧客有価証券に係る各顧客の持分が直ちに判別できるよう管理しております。

e 投資信託受益証券

原則として、受託信託銀行において混蔵して保管しております。この場合において、固有有価証券等と顧客有価証券の保管場所を明確に区分させ、顧客有価証券に係る各顧客の持分については、当社の帳簿等により直ちに判別できるよう管理しております。ただし、単一券面を自己と顧客とが共有することとなった場合など、固有有価証券部分と顧客有価証券部分について明確な保管場所の区分ができないものについては、当社の帳簿等により、その保管場所を明らかにするとともに、固有有価証券分と顧客有価証券分とを区分し、顧客有価証券に係る各顧客の持分が直ちに判別できるよう管理しております。



f 累積投資商品

累積投資契約に基づき、単一券面を当社と当社の顧客とが共有して株券、債券及び受益証券等は、当社の帳簿等によりその保管場所を明らかにし且つ他の有価証券と区分して保管又は管理しております。この場合において、当社の帳簿等により、固有有価証券と顧客有価証券とを区分し、顧客有価証券に係る各顧客の持分が直ちに判別できるよう管理しております。

g 海外の保管機関で保管されている有価証券

他の証券会社に委託して保管しているものについては、当社の帳簿等により、固有有価証券分と顧客有価証券分とを区分し、顧客有価証券に係る各顧客の持分が直ちに判別できるよう管理しております。

B 信用取引に係る分別保管(取引所会員)

a 当社の顧客から信用取引を受託した場合には、金融商品取引業者等に関する内閣府令第140条第1項に定める特例の要件を具備するため、以下の各号に定めるところにより、顧客の建玉及び委託保証金代用有価証券を管理しております。

i 当社は、証券金融会社との間で行う自己の計算に基づく信用取引に係る貸借取引(以下「自己貸借」という。)と顧客の計算に基づく信用取引に係る貸借取引(以下「委託貸借」という。)とを帳簿等により明確に区分しております。

ii 証券金融会社において、委託貸借にかかる代用有価証券とその他の取引に係る有価証券とが明確に区分されているか確認しております。

iii 証券金融会社の規定に基づき、貸借取引残高について日々値洗いするとともに、証券金融会社の規定に基づき当該貸借取引残高に係る更新差金を授受しております。

iv 証券金融会社において、委託貸借に係る債務以外の債務の弁済を目的として、委託貸借に係る代用有価証券が担保処分されないよう、貸借取引契約等により当該証券金融会社と契約しております。

b 当社が母店金融商品取引業者として、取引所非会員又は取引所非取引参加者である金融商品取引業者(以下「取次金融商品取引業者」という。)から「有価証券の売買その他の取引等に関する契約書」(母店契約書)並びに金融商品取引所が定める「信用取引口座設定約諸書」等に基づき信用取引の委託の取次ぎを受託する場合における具体的な管理等については、別紙「信用取引の分別管理に係る母店・取次金融商品取引業者との相互管理規定」に定めております。

C 信用取引に係る分別保管(取引所非会員)

a 当社の顧客から信用取引を受託した場合には、金融商品取引業者等に関する内閣府令第140条第1項に定める特例の要件を具備するため、以下の各号に定めるところにより、顧客の建玉及び委託保証金代用有価証券を管理しております。

i 当社は、「有価証券の売買その他の取引等に関する契約書」(母店契約書)並びに金融商品取引所が定める「信用取引口座設定約諸書」等(以下「母店契約等」という。)に基づき母店金融商品取引業者へ取り次いだ信用取引については、自己の計算に基づく信用取引(以下「自己信用」という。)と顧客の計算に基づく信用取引(以下「委託信用」という。)とを帳簿等により明確に区分しております。

ii 母店金融商品取引業者において、委託信用に係る代用有価証券とその他の取引に係る有価証券とが明確に区分して管理しております。

- iii 母店金融商品取引業者が会員又は取引参加者となっている金融商品取引所の受託契約準則に定める信用取引の受入保証金の計算方法に基づき、当社において、委託信用に係る有価証券の相場の変動に基づく損失及び利益の額を日々計算しております。また、当該委託信用に係る計算上の損失額及び顧客が負担すべきものを差し引いて計算した受入保証金の総額が、金融商品取引法第161条の2に規定する率を下回る場合において、母店金融商品取引業者へ委託信用を取り次ぐときは、母店契約等により、当該母店金融商品取引業者へ当該下回る額に相当する保証金を差し入れております。
- iv 母店金融商品取引業者において、委託信用に係る債務以外の債務の弁済を目的として、委託信用に係る代用有価証券が担保処分されないよう、母店契約等により当該母店金融商品取引業者と契約しております。
- b 母店金融商品取引業者との間における委託信用及び同代用有価証券の具体的な管理等については、別紙「信用取引の分別管理に係る母店・取次金融商品取引業者との相互管理規定」に定めております。

#### D 顧客分別金信託

当社は、当社を委託者とし当社の顧客を元本の受益者として次のとおり顧客分別金信託に係る信託契約を締結しております。なお、下記差替計算基準日が休業日の場合には前営業日に繰り上げて計算し、差替日は差替計算基準日より4営業日目としております。

受託者	差替計算基準日	差替日	信託の種類
日証金信託銀行	月曜日及び木曜日	差替基準日より4営業日目	特定金外信託

#### E 分別管理の監査の状況

当社は、金融商品取引法第43条の2第3項の規定に基づき、同条第1項及び第2項の規定による管理の状況について、日本証券業協会の規則に定めるところにより毎年1回定期的に新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

### ③ 対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る分別管理の状況

該当事項はありません。

### (2) 金融商品取引法第43条の2の2の規定に基づく区分管理の状況

該当事項はありません。

### (3) 金融商品取引法第43条の3の規定に基づく区分管理の状況

該当事項はありません。

## **V. 連結子会社等の状況に関する事項**

該当事項はありません。

以 上